

○社会労働委員会

内閣提出法律案（一件）

（衆）は提出時の先議院

101国会 67	番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
		医療法の一部を改正する法律案	（衆）	五、四、四	付委員会 託会 議委員会 議決会 議決会 議決会	付委員会 託会 議委員会 議決会 議決会 議決会	百一回国会 百二回国会 衆議院 衆議院 衆議院 衆議院 衆議院 衆議院 衆議院 衆議院

本院議員提出法律案（一件）

102国会 5	番号	件名	提出者	予備送來月日	提出月日	参議院	衆議院	備考
		林業労働法案	目黒今朝次郎君 外一名 （六〇、四、二七）			付委員会 託会 議委員会 議決会 議決会 議決会	付委員会 託会 議委員会 議決会 議決会 議決会	

衆議院議員提出法律案（一件）

1	番号	件名	提出者	予備送來月日	提出月日	参議院	衆議院	備考
		下水道の整備等に伴う一般廃棄物 処理業等の合理化に関する特別措 置法の一部を改正する法律案	社会労働委員 長 （六〇、二、二六）	六〇、二、二六	六〇、二、二六	付委員会 託会 議委員会 議決会 議決会 議決会	付委員会 託会 議委員会 議決会 議決会 議決会	

医療法の一部を改正する法律案（第百一回国会閣法第六七号）

要旨

本法律案は、医療を提供する体制の確保を図るため、医療計画の作成等に関し必要な事項を定めるとともに、医療法人に対する監督に関する規定の整備を行う等の措置を講ずるものである。

なお、衆議院において、医療計画及び医療法人に関する事項等について所要の修正が行われている。

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、目的

医療法の目的を、病院、診療所及び助産所の開設及び管理に関し必要な事項並びにこれらの施設の整備を推進するために必要な事項を定めること等により、医療を提供する体制の確保を図り、もつて国民の健康の保持に寄与することとする。

二、医療計画に関する事項

1 医療計画の作成

(1) 都道府県は、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する計画（医療計画）を定めるも

のとする。医療計画においては、対象となる区域の設定及び必要病床数に関する事項を定めるものとするほか、その機能を考慮した病院の整備の目標（政府原案では、一般医療を提供する病院、高度・特殊医療を提供する病院その他の病院の整備の目標）へき地医療及び休日・夜間診療等の救急医療の確保（衆議院修正による追加）、病院、診療所、薬局その他医療に関する施設相互の機能・業務の連係（政府原案では、病院及び診療所）、医師、歯科医師等医療従事者の確保、その他医療を提供する体制の確保に関し必要な事項を定めることができることとする。と（なお、区域の設定に関し、衆議院修正において「高度又は特殊な医療」を「特殊な医療」に改正）。区域の設定及び必要病床数に関する標準は、医療審議会の意見を聴いて、厚生省令で定めるものとする。

(2) 都道府県は、医療計画を作成するに当たっては、公衆衛生、薬事、社会福祉その他医療と密接な関連を有する施策（衆議院修正において「薬事、社会福祉」を追加）との連係を図るよう努めなければならない。

らないものとする。

(3) 都道府県は、少なくとも五年ごとに医療計画に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

(4) 都道府県は、医療計画の案を作成するため、診療又は調剤に関する学識経験者の団体の意見を聴かなければならないものとする。(政府原案では「聴くものとする」)

(5) 都道府県は、医療計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会及び市町村の意見を聴かなければならないものとする。

(6) 医療計画策定後における公的性格を有する病院の開設等の規制は、当該医療計画において定める基準によつて行われるものとする。

2 医療計画の達成の推進

(1) 国及び地方公共団体は、病院等の不足地域におけるその整備等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。とともに、病院の開設者等は、その建物、設備等を病院に勤務しない医師、歯科医師又は薬剤師

(政府原案では「医師又は歯科医師」)に利用させる、いわゆる病院の開放化に努めるものとする。

(2) 都道府県知事は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合には、病院を開放しようとする者等に対し、病院の開設又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更(政府原案では「病院の開設その他必要な事項」)に関して勧告することができるものとする。

三、医療法人に関する事項

1 医療法人の設立(衆議院修正による追加)

(1) 医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所についても、医療法人の設立を認めるものとする。

(2) 医療法人のうち、二以上の都道府県において、病院又は診療所を開設しようとするものの設立等に当たつては、厚生大臣の認可を受けなければならないこと等とする。

2 役員

(1) 医療法人には、役員として理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならないものとする。

に、役員欠格事由について定めること。ただし、理事について、都道府県知事の認可を受けた場合は三人未満の理事で足りるものとする。ただし書衆議院修正による追加)

(2) 都道府県知事の認可を受けた場合を除き、医療法人の開設する病院又は診療所の管理者はすべて理事に加えることとともに、その理事長は医師又歯科医師である理事のうちから選出するものとする。

3 指導監督

(1) 都道府県知事は、医療法人の業務又は会計が法令に違反している疑いがあると認める等の場合には、医療法人の事務所に対する立入検査を行うことができることとともに、このような違反等の事実が判明した場合には、必要な措置をとるべき旨を命じ、その命令に従わないときは、業務停止命令又は役員解任の勧告を行うことができるものとする。

(2) 都道府県知事が、医療法人に対し、業務の停止を命じ、役員解任を勧告し、又は設立の認可を取り

消すに当たつては、あらかじめ都道府県医療審議会
の意見を聴かなければならないものとする。

(衆議院修正による追加)

4 資産要件等(衆議院修正による追加)

医療法人の資産要件を明確化することとし、資産要件に
関し必要な事項は、その開設する医療機関の規模等に応じ、厚生省令で定めるとともに、医療法人の会計年度について、定款又は寄附行為で別段の定めをすることができるものとする。

四、医療提供体制に関する検討その他の事項

1 医療提供体制に関する検討等(衆議院修正による追加)

政府は、病院及び診療所の在り方を含めた医療提供体制、今後の医療の需要に対応した医師、歯科医師及び薬剤師の養成の在り方に関し、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。また、政府は、地域の適正な医療の確保に係る医療機関の社会的役割の重要性にかんがみ、医療機関の経営基盤の安定及び業務の円滑な継続を図るための措置を講ずるものとする。

2 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行すること。ただし、医療計画に関する部分等については、公布の日から起算して一年を超えない範囲内で政令で定める日から、前記四の1（医療提供体制に関する検討等）に関する規定は、公布の日から施行すること。（衆議院修正による一部追加等）

委員長報告

ただいま議題となつております議案のうち、社会労働委員会でご議了いたしました二法律案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、医療法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、人口の高齢化、疾病構造の変化等に対応して、適正な医療の確保を図るため、医療制度の見直しを行うものであり、医療計画の作成等に関し必要な事項を定めるとともに、医療法人に対する監督に関する規定の整備を行う等の措置を講ずるものであります。

その主な内容は、第一に、医療計画は、都道府県が作成

し、対象区域の設定及び必要病床数に関する事項を定めるほか、病院の整備の目標その他医療を提供する体制の確保に関し必要な事項を定めること。第二に、医療計画の達成を推進するため、国及び地方公共団体は、病院等の不足地域におけるその整備等に努めるとともに、病院の開設者等は、建物、設備等をその病院に勤務しない医師、歯科医師又は薬剤師に利用させるように努めるものとするほか、都道府県知事は、特に必要がある場合には、病院を開設しようとする者等に対し、開設等に関し勧告することができること。第三に、医療法人は、医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所についても設立を認めること。第四に、医療法人の役員の定数及び欠格事由を定めるとともに、都道府県知事の認可を受けた場合を除き、医療法人の開設する病院等の管理者は、すべて理事とし、理事長は医師又は歯科医師である理事から選出すること。第五に、都道府県知事は、一定の場合に、医療法人の事務所に対する立入検査を行うことができることとし、一定の要件のもとで改善命令、業務停止命令、又は、役員の解任勧告を行うことができることとする等であります。

委員会におきましては、医療機関の適正配置、区域設定

・必要病床数の標準、医業経営、営利目的の開設、住民の意見の尊重、医療監視の実態等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党より原案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。

次に、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、一般廃棄物処理業者等についての合理化事業の実情にかんがみ、合理化事業計画に定めるべき事項として、下水道の整備等により業務の縮小又は廃止を余儀なくされる一般廃棄物処理業等を行う者に対する資金上の措置に関する事項を加えるものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の一部を改正する法律案（衆第一号）

要旨

一、本法律案は、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づく合理化事業計画を定めた市町村はなく、一部市町村において一般廃棄物処理業者等に対する事実上の措置を行つているといふ実情にかんがみ、合理化事業計画に定める事項として、下水道の整備等により業務の縮小又は廃止を余儀なくされる一般廃棄物処理業等を行う者に対する資金上の措置に関する事項を加えるものである。

二、この法律は、公布の日から施行するものである。

委員長報告

五五ページ参照